利　用　約　款

訪問リハビリテーション
（介護予防訪問リハビリテーション）
利用について

（令和 7 年 3 月 1 日現在）

医療法人 天 仁 会

パークヒル天久訪問リハビリテーション

パークヒル天久訪問リハビリテーション

（介護予防訪問リハビリテーション）

利用約款

（約款の目的）

第１条 パークヒル天久訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）（以下「事業所」という。）は、要介護又は要支援状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供し、一方、利用者及び利用者を扶養する者（以下「代理人」という。）は、事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

※ サービスの利用基準等は、要介護認定において、「要介護 1～5、要支援 1～2」に認定された方に限ります。

（適用期間）

第２条　本約款は、利用者がパークヒル天久訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用同意書を事業所に提出したのち令和　　年　　月　　日以降から効力を有します。但し、代理人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

２　利用者は、前項に定める事項の他、本約款、重要事項の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

（利用者からの解除）

第３条　利用者及び代理人は、事業所に対し、契約解除の意思表明をすることにより、本約款に基づく利用を解除・終了することができます。

（事業所からの解除）

第４条　事業所は、利用者及び代理人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用を解除・終了することができます。

① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合

② 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、適切なサービスの提供を超えると判断された場合

③ 利用者及び代理人が、本約款に定める利用料金を 2 か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず 10 日間以内に支払われない場合

④ 利用者が、事業所、事業所の職員等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合

⑤ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、事業所を利用させることができない場合

（利用料金）

第５条　利用者及び代理人は、連帯して、事業所に対し、本約款に基づく訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の対価として、重要事項説明書の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い、必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、事業所は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

２　事業所は、利用者及び代理人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月 10 日頃に発行し、所定の方法により交付する。利用者及び代理人は、連帯して、事業所に対し、当該合計額をその月の 21 日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。

３　事業所は、利用者又は代理人から、１項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は扶養者の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

（記録）

第６条　事業所は、利用者の訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後２年間は保管します。（診療録については、5 年間保管します。）

２　事業所は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、代理人その他の者に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

（身体の拘束等）

第７条　当事業所事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、事業所管理者がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

２　当事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施します。

① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。

② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。

③ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施します。

（虐待の防止）

第８条　当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

２　虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

３　虐待防止のための指針を整備します。

４　虐待を防止するための定期的な研修を実施します。

５　適切に実施するための担当者を設置します。

（褥瘡対策）

第９条　当事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備します。

（非常災害対策）

第 10 条　当事業所は、消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。

2　防火管理者には、事業所管理者を充てます。（事業所管理者とは別に定める）

3　火元責任者には、事業所職員を充てます。

4　非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会います。

5　非常災害設備は、常に有効に保持するよう努めます。

6　火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し任務の遂行に当たります。

7　防火管理者は、当事業所職員に対して防火教育、消防訓練を実施します。

① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 2 回以上
（うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う）

② 利用者を含めた総合避難訓練……年 1 回以上

③ 非常災害用設備の使用方法の徹底……随時

8　当事業所は、6 に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

（業務継続計画の策定）

第 11 条　当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

2　当事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

3　当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第 12 条　当事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

2　当事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話措置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね 6 月に 1 回以上開催します。

3　事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

4　職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

（秘密の保持及び個人情報の保護）

第 13 条　事業所とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は代理人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を定め適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

2　前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

（緊急時の対応）

第 14 条　事業所は、利用者に対し、管理者（医師）の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2　事業所は、利用者に対し、事業所における訪問リハビリテーション（介護予防リハビリテーション）での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

3　前２項のほか、訪問リハビリテーション（介護予防リハビリテーション）利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、事業所は、利用者及び代理人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

（事故発生時の対応）

第 15 条　サービス提供等により事故が発生した場合、事業所は、利用者に対し必要な措置を講じます。

2　管理者の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

3　前２項のほか、事業所は利用者の家族等利用者又は代理人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

（要望又は苦情等の申出）

第 16 条　利用者及び代理人は、事業所の提供する訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）に対しての要望又は苦情等について、担当職員に申し出ることができます。

（賠償責任）

第 17 条　訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供に伴って事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、事業所は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2　利用者の責に帰すべき事由によって、事業所が損害を被った場合、利用者及び代理人

は、連帯して、事業所に対して、その損害を賠償するものとします。

（利用契約に定めのない事項）

第 18 条　この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は代理人と事業所が誠意をもって協議して定めることとします。